

令和4年2月15日（火曜日）

予算決算委員会全体会

本会議場

出席委員

委員全員（46人）

予算決算委員会付託議案

（継続審査中の議案）

- ・議案第86号 令和2年度姫路市一般会計決算認定について
- ・議案第96号 令和2年度姫路市下水道事業会計決算認定について

開会

12時58分

決算審査について

（市長発言）

現在、予算決算委員会において、議案第86号、令和2年度姫路市一般会計決算認定及び議案第96号、令和2年度姫路市下水道事業会計決算認定を継続して審議いただいている。

令和3年第3回定例会における予算決算委員会の委員長口頭中間報告において、松岡廣幸議員による不当要求行為等に起因する数多くの不適切な事務処理が見受けられるが、今後の対応策について明確に示されていないとの指摘を受けた。

昨日、予算大綱説明会において報告した「姫路市議会議員による不当要求事案に関する報告書」は、このたびの一連の不当要求事案における職員の事務処理について、その問題点と原因の分析を行い、再発防止に向けた取組を取りまとめたものである。

今後はこの取組方針に従い、私のリーダーシップの下、全職員一丸となって取り組んでいくので、継続審査となっている令和2年度決算について議決を賜うようお願いする。

質疑

13時02分

（質問）

姫路市議会議員による不当要求事案に関する報告書の中で、白浜小学校の相撲場整備に関する問題点として、学校施設であるにもかかわらず、学校長等との協議を行うことなく、議員との協議に終始したことが挙げられているが、なぜ学校長等と協議を行わなかったのか。

（答弁）

学校には地域コミュニティの核という側面があることから、地域住民の代表である議員からの要望を受けて白浜小学校相撲場の整備を進めたものである。

ただし、学校長等に意見を聞かなかったのは、落ち度であったと考えている。

（質問）

同報告書では、問題点を指摘するに当たり、学校施設課長など不適切な行為をした職員の身分が記されている。不当要求行為への組織的な対応が行われておらず、毅然とした態度で対応できなかったという指摘もあり、全てが職員個人の問題ではないと思うが、市としては、責任の所在についてどのように考えているのか。

（答弁）

教育委員会全体の責任として重く受け止めている。今後、予算が大幅に増額するような場合は、担当課だけで判断せず、関係部局と協議して教育委員会全体として決定することで、このようなことが二度と起こらないようにしたい。

（質問）

学校施設課長以外にも、建設局長等の不適切な行為が指摘されている。役職は責任を伴うものであり、責任の所在が曖昧なままでは、職員全体の士気の低下につながりかねないと思う。今後、責任の所在を明確にする考えはあるのか。

（答弁）

今回の不祥事の要因の1つに、不当要求行為への組織対応の不備があり、責任の所在がはっきりしないことが挙げられている。

また、職員自身の倫理意識の低下や予算執行・契約事務に関するチェック体制の不備等も指摘されていることから、それらの改善に向けて取り組みたい。

（質問）

不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会や本会議において、職員倫理に関する様々な研修等を行ってきたという答弁があった。それにもかかわらず、同報告書では職員の倫理意識の低下が指摘されており、また実際にそのようなところがあったのではないかと思うが、なぜ倫理意識が低下したと考えているのか。

（答弁）

これまで職員倫理に特化した研修は行われてこなかった。倫理意識の高揚に効果的な研修の実施に努めたい。

(質問)

議会への説明不足により事業の公平・公正性、透明性が確保できなかったという指摘があるが、今後、どのように改善を図ろうと考えているのか。

(答弁)

令和4年度当初予算の説明には、令和3年第3回定例会から実施しているように、事業の中で箇所づけている予算に関して資料を用意する。

さらに、大幅な増額になる場合や新たな予算措置を要する場合は、必ず議会へ説明した上で事業を進めるようにしたい。

(質問)

過年度の決算ではあるが、中央卸売市場移転再整備に伴う工事等の影響により緑地公園の利用が制限されるため、代替グラウンドとして東部析水苑の未利用地を整備した事業費を一般会計から、東部析水苑のグラウンドで使用されるバックネット整備費を卸売市場事業特別会計から支出したことについて、本会議において、不適切な支出であり反省しているという答弁があった。令和2年度姫路市下水道事業会計から支出されている東部析水苑グラウンドのトイレ設置工事費については、それらの不適切な行為に起因した支出であることから認めることはできない。

一連の事業を一般会計、卸売市場事業特別会計、下水道事業会計から支出したのは、会計区分を無視した不適切な予算執行であり、その責任の所在を明確にするべきではないのか。

(答弁)

東部析水苑のグラウンド整備については、松岡議員から浜手緑地の工事によって利用できなくなる多目的広場の代替グラウンドを整備するよう要望があり、副市長や関係局長がその妥当性について十分な検討を行わないまま要望を受け入れたこと、及び、整備を急ぐあまり適切な予算措置を講じなかったことは不適切であったと評価している。

職員個々の責任については、検証結果を踏まえて、今後判断する。

(質問)

不当要求に屈して仕方なくとはいえ、このような不適切な行為が行われたなど、市民に対して説明できない。今後、このようなことがないように公平・公正に予算を執行してもらいたいどうか。

(答弁)

このたびの不適切な予算執行が生じた原因として、職員の倫理意識の低下があったと考えている。倫理意識の高揚を図るための研修等を充実させたい。

また、万一行われようとしても途中で歯止めがかかるよう、予算執行・契約事務に関するチェック体制を整えたい。

さらに、議会への説明責任を果たすことで、公平性や透明性が確保できるようにしたい。

(要望)

内部統制を強化して、今後、このようなことが二度とないようにしてもらいたい。

(質問)

市議会議員による不当要求事案に係る検証等専門委員の主な提言の中に、「市議会議員がこれまでの請負業者を排除し、他の業者を暗に紹介するような発言がなされており、他方で、入札参加条件がこのような業務内容としては異例の3者JVとされている。この両者の間に関連性はなかったと言えるほど、3者JVにする必要があったことを裏付ける資料は見当たらない。とすれば、両者の間に関連性があったとみるのが妥当であり、やはり不適切であると言わざるを得ないと解される。」という指摘がある。この指摘を受けて、今後どのように対応するのか。

(答弁)

議員の要求を受け入れて入札の参加資格を3者JVとしたわけではなく、委託業務の内容が大規模で複雑であり、人員を要することから3者JVとしたものである。これについては、業務委託入札参加者審査委員会において審査の上、決定している。

今後も、業者選定については的確に行いたい。

(質問)

栗生の松原公園について、「旧トイレの取壊しのみならず、新トイレの新設も市が特定の宗教団体に便宜を図っていると一般人の目線で見れば判断されてもやむを得ないものであり、政教分離の原則に反しており違憲であると考えられる。」という厳しい指摘につい

て、どのように対応するのか。

(答弁)

違憲という指摘は、砂川政教分離訴訟の空知太神社に関する最高裁判決を基に判断されたものである。

これは、市が町内会に対し市有地を無償貸与していたが、敷地内に鳥居が建てられるなどしたため、特定の宗教への援助と評価されてもやむを得ないとして違憲とされた判例である。

指摘を受けて本市の顧問弁護士等と違憲の可能性等について協議したが、粟生の松原公園については、神社の所有地を市が無償貸与するに当たり、貸与地にあった旧トイレを市費で取り壊したという点が空知太神社の判例とは事情が異なること、また、一般的に、最高裁は政教分離に関する違憲審査基準として目的効果基準を採用するが、同公園の目的は、観光振興であって宗教的意義を持っておらず、宗教に対する援助や助長、促進、または圧迫、干渉等につながる行為ではないことから、直ちに政教分離の原則に反しているとはいえないという結論になった。よって、違憲とは考えていない。

(質問)

不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会において、先ほどの3者JVや粟生の松原公園についての答弁と同様の説明があったが、専門委員にそれを伝えていなかったのか。

(答弁)

事実はしっかりと伝えている。

(質問)

専門委員はそれらを踏まえた上で厳しい指摘をしたのだから、真摯に受け止めなければならないと思う。全く問題ないというわけにはいかないのではないのか。

(答弁)

あくまでも各専門委員に自身の見解を示してもらい、それぞれの意見を基に顧問弁護士等と相談した上で、市としての考えを述べている。

ただし、粟生の松原公園については、市民トイレとしてもっと有効に活用できるような方策を講じたいと考えている。

(質問)

市の最高責任者である市長の責任については一切

触れられていないが、どのように認識しているのか。

(答弁)

特別職として自ら判断し、報告したい。

(要望)

市民が見ていると思うので、しかるべき判断をしてもらいたい。

(質問)

現在、白浜小学校の相撲場は使用されていないが、これからどのようにしようと考えているのか。

(答弁)

様々な意見があり、活用方法については検討中である。

(質問)

前教育長の責任は大きいと思うが、退職した人に対して、どのように責任を追究しようと考えているのか。

(答弁)

退職者については、処分は及ばない。

(要望)

再任用で市役所に勤めている人については、きちんと責任を取ってもらいたい。

(質問)

違憲には当たらないということではあるが、そもそも違憲となる可能性があるような事業は、避けるべきではないのか。

(答弁)

市民が疑惑や不信感を持つようなことはするべきではないと承知している。また、議会へ説明し、透明性を確保しながら進めるべきであったと反省している。

(要望)

白浜小学校の相撲場については、屋根の変更なども検討してもらいたい。

質疑終了

13時35分

意見取りまとめ

13時35分

(1) 付託議案審査について

・議案第86号及び議案第96号は、賛成多数で認定すべきものと決定。

(2) 委員長報告について

・正副委員長に一任することに決定。

意見取りまとめ終了

13時37分

令和3年度姫路市一般会計補正予算（第11回）について

こども未来局 13時37分

説明 13時37分

・ 令和3年度姫路市一般会計補正予算（第11回）

質問 13時45分

（質問）

本日の委員会資料とともに、令和3年12月3日及び12月20日に開催された予算決算委員会の各資料の正誤表が配付されたが、いつ資料に誤りがあると気づいたのか。

（答弁）

本日の委員会資料の作成時に明らかになったものである。大変申し訳ない。

（質問）

国は、子育て世帯への臨時特別給付の実施に当たり、児童手当の所得制限限度額に相当する場合は支給対象外としている。このたびの補正予算は、本市独自に支給対象外の子育て世帯にも支給しようとするものであり、よい施策だと思うが、独自支援の目的及び実施に至る経緯を説明してもらいたい。

（答弁）

独自支援の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用してもよいとの国の見解があったことから、全ての子どもたちを平等に扱うために実施を決定したものである。

（要望）

今後も市としてそのような思いで様々な事業を行ってほしい。

こども未来局終了 13時48分

閉会 13時48分